

酒田市体育施設設置管理条例新旧対照表(第2条関係)

旧	令和元年10月1日改正 【消費税増税】	令和2年4月1日改正 【使用料見直】
<p>別表第3(第17条関係) 体育施設使用料 体育施設使用料の各表に関する通則</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 入場料を徴収しない場合であっても、入場料金を領収したとみなす場合又は営業宣伝その他これに類する目的をもって使用する場合は、入場料を徴収する場合の使用料を徴収する。 2 体育施設各表により使用料を算出する場合、使用時間に満たない場合は、その単位時間とする。 3 アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合には、競技以外に使用する場合を含む。 	<p>別表第3(第17条関係) 体育施設使用料 体育施設使用料の各表に関する通則</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 入場料を徴収しない場合であっても、入場料金を領収したとみなす場合又は営業宣伝その他これに類する目的をもって使用する場合は、入場料を徴収する場合の使用料を徴収する。 2 体育施設各表により使用料を算出する場合、使用時間に満たない場合は、その単位時間とする。 3 アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合には、競技以外に使用する場合を含む。 	<p>別表第3(第17条関係) 体育施設使用料 体育施設使用料の各表に関する通則</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 入場料(入場料とみなされるものを含む。以下同じ。)を徴収するアマチュアスポーツの用途に使用する場合は、使用料の2倍の額とする。 2 アマチュアスポーツ以外(プロスポーツ、コンサート等をいう。以下同じ。)の用途に使用する場合であって、入場料を徴収しない場合は、使用料の2倍の額とする。 3 アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合であって、入場料を徴収する場合は、使用料の5倍の額とする。 4 前項の場合であって、営利を目的として使用する場合は、同項の規定により算出した使用料の2倍の額とする。 5 体育施設各表により使用料を算出する場合において、使用時間に満たない場合は、その単位時間とする。 6 身体障害者手帳又は療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及びその介助者1人の個人使用に係る使用料は、当該使用料に100分の50を乗じて得た額とする。 7 前項の規定により算出した額に10円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。